

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月23日
【会社名】	株式会社カカコム
【英訳名】	Kakaku.com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 実
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5番 7号
【電話番号】	(0 3) 5 7 2 5 - 4 5 5 4 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員管理本部長 平井 裕文
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5番 7号
【電話番号】	(0 3) 5 7 2 5 - 4 5 5 4 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員管理本部長 平井 裕文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成24年5月23日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社完全子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 銘柄

未定

2. 新株予約権の内容

(1) 発行数

5,800個を上限とする。

なお、新株予約権の1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行価格

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(3) 発行価額の総額

未定

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数は580,000株を上限とする。

なお、上記(1)により付与株式数が調整される場合には、調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

割当日の翌日から2年を経過した日から、3年以内とし、別途当社取締役会にて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他権利行使の条件（上記に関する詳細も含む。）は、別途当社取締役会にて定める「新株予約権の募集要項」及び当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

未定

- (11) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
未定
- (12) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
未定
- (13) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約又は株式移転計画が当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得する事ができる。
- (14) 新株予約権に関するその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定するものとする。

以上